被告人両名から、押収してある金属バット1本(平成14年押第9号の 1)を没収する。

理由

(犯行に至る経緯)

被告人Bは、埼玉県大里郡C村(現在の埼玉県熊谷市内)で出生し、尋常小学校 を卒業した後、実家が営む農業の手伝いをし、昭和19年1月、前妻を亡くしたDと婚姻し、埼玉県行田市内において夫と共に農業を営み、同人との間に長女E、長男 F, 二女G, 二男Hをもうけたが, 昭和34年に交通事故で夫を亡くしてから後は 人で農業に従事しながら,夫の連れ子を含めた5人の子供を育ててきた。本件の 被害者Fは、昭和22年2月8目、被告人Bと夫Dの長男として出生し、地元の中学校を卒業したが、その後、家業の農業を継ぐわけでもなく、また定職に就くこともなく、素行が不良で金遣いが荒く、刑事事件を起こしては刑務所への入出所を繰 り返し、出所すると被告人Bに金を無心したり、酔余暴力を振るうようになった。 このような中で、昭和49年ころ、被告人Bの亡義父(亡夫Dの亡父)名義となっ ていた土地が上越新幹線建設用地として買収されることとなり、被告人Bらはその 土地の所有名義を変更する必要に迫られた。被告人Bはこれまでの慣習に従えば、 I 家の長男であるFが相続することになると思ったものの、上記のとおり素行の悪いFをI 家の跡取りとするわけにはいかないと考え、当時服役中であったFに無断で、その土地の大部分を二男Hの名義に変更した。Fは、出所後、上記名義変更の事実を知るめ「体に内縁でいる」となると 事実を知るや「俺に内緒で跡取りである俺の財産を横取りした」として怒り、被告 人Bに対し金を無心し、被告人Bは心ならずもこれに応じ金を渡すなどしていた。 このようにして、Fは出所後も相変わらず仕事に就かず酒を飲み続けては金を無心 するとともにその金額を増額するようになり、被告人BがFの要求を拒むと顔面を 殴打するなどの暴行に及んだ。被告人Bは、Fの暴力を怖れ心ならずも金を渡していたが、Fは、平成12年7月ころ、被告人Bの自宅窓ガラスを壊すなどしたほか、同年9月ごろには鍬の柄で被告人Bの頭を殴打して負傷させるなどし、被告人Bは、娘の家に逃げ込むようになるなど、このようなFに対する対応に苦慮している。 た。Fは、上記のとおり、これまで被告人Bから相当額の金員を受け取っていたに もかかわらず、平成12年12月ごろ、さらに被告人Bに対し、家を出ていくから 3000万円を渡すよう要求した。被告人BはFに出ていってもらいたいとの一心 でその要求に応じることとし,被告人B所有名義の土地の一部を売却するなどして 現金を工面し、同年暮れから翌13年正月にかけてFに3000万円を渡した。ところが、Fは、わずか数日間でこの3000万円を使い果たし、平成13年正月過ぎには約束を破り、被告人Bの自宅に戻ってきた。Fは、この後も、被告人Bに対し金を無心し、被告人Bがこれに応じないと暴力を振るったりすることを繰り返し た。被告人Bは、このままでは、自分自身の身が持たないしI家の財産がFに食いつ ぶされてしまうのではないかと危惧するようになったが、被告人Bの二男Hは頼り にならず、娘たちは他家へ嫁いでおり、ほかに頼るべき親戚もいなかったことか ら、「実の子とはいえFなどいない方がましだ。Fさえいなかったら、死んでくれたら。」などとFを亡き者にしたいという漠然とした思いを抱くまでになった。 一方、被告人Aは、福島県喜多方市J町内で出生し、昭和59年3月、地元の県立高校を卒業した後、茨城県内や埼玉県内で工具、トラック運転手などとして稼働し ていたが、平成13年3月ころから、定職に就いていない。被告人Aは、平成10 年か11年ころ、遊びに出かけた埼玉県行田市内の麻雀店において、Hと知り合 い、同人との交遊を続けていく中、被告人Bの自宅に出入りするようになった。被 告人 Aは、平成13年1月ころには、「家が同市内では有数の資産家であったもの」 の、長男のFが服役中に土地の所有名義を二男のH名義にしたことから、Fが被告 人Bに金員を要求するようになり、平成12年暮れころに被告人BがFに3000 下四を渡し一日は被告人Bの家から出ていったものの、数日で被告し日常に買って 万円を渡し一旦は被告人Bの家から出ていったものの,数日で被告人B宅に戻って きて,酔余,被告人Bに金員を要求し,応じないと被告人Bに暴力を振るったり, 物を壊したりしているとの1家の内情やFの行状を知るに至った。被告人Aは、当時 いわゆるサラ金業者等への借金が約280万円ほどあったことから、3000万円 もの金を一度に支払う資力のある1家であれば、適当な口実を作れば大金を引き出せ るのではないかと思い至り、その方法を考えるようになった。被告人Aは、被告人

Bが常日ごろFの素行に悩み、「あんなせがれは自分のせがれではない。どこかに行ってしまって戻ってこなければいい。」などと愚痴をこぼすのを聞くに及び、不成13年1月中旬ごろ、Fの素行不良に手を焼き、「Fさえいなかったら、死んがたら。」などとFを亡き者にしたいと思い詰めている被告人Bの姿を見て、社会書の話をもちかけた。被告人Bは、Fを役害の話をもちかけた。をもちかけられたもの人名に被告人AからF殺害の話をもちかけられたもの人名に対し、F殺害としたとの嫌疑をかけられると危惧し、F殺害を決めかねていた。し、被告人Bは、被告人Aから、Fを殺害した後は、その死体を薬で溶かしてもらなくするからF殺害が発覚することはない旨告げられるや、被告人Aに対し、おなくするからF殺害が発覚することはない旨告げられるや、被告人Aに対し、Fを殺害してもらえばFの暴力からも逃れられるし、FにI家の財産を食いつてれることもないと考えるに至り、被告人Aの上記申し出を受けてF殺害を決意にないることもないと考えるに至り、被告人Aの上記申し出を受けてF殺害を決意した。

(罪となるべき事実)

被告人両名は、共謀の上、

第1 F(当時54歳)を殺害しようと企て、平成13年10月23日午後11時30分ころ、埼玉県児玉郡K町L番先路上において、被告人Aが、Fの頭部を所携の金属バットで数回殴打し、よって、そのころ、同所において、同人を頭蓋骨骨折、硬膜下出血等による外傷性脳障害により死亡させて殺害し、第2 同月24日午前9時ころ、福島県喜多方市M町N番地内の山林において、被告人Aが同所に穴を掘ってFの死体を土中に埋め、もって、死体を遺棄したもので

(量刑の理由)

ある。

本件は、被告人両名が共謀の上、被告人Bの長男Fを殺害し、その死体を遺棄した殺人及び死体遺棄の事犯である。被告人Bは、「犯行に至る経緯」で記載したとおり、Fから金を無心され、これを拒むと暴力を振るわれたり、被告人B宅の家財を壊されるなどされたことからやむなくFの言うとおり金を渡していたが、Fの要求がエスカレートしていくにつれてI家の財産が食いつぶされてしまうとおそれ、Fを亡き者にしたいとの思いを抱くようになっていたところへ、被告人AからF殺害をもちかけられるや、当初は犯行が発覚して自らが逮捕されることをおそれF殺害の話に応じるのを躊踏したが、被告人AからF殺害が発覚せず逮捕されることはない旨告げられるや本件F殺害の犯行を決意するに至ったもので、その動機は身勝手で短絡的というほかない。被告人Bは、確かに、Fを亡き者にしたいとの思いを抱

くに至った経緯にはFの行状に問題がなかったとはいえないことに照らし同情すべ きものがあることを否定できないものの、被告人Aに対し1000万円もの高額な 報酬の支払いを約束して被告人AにF殺害を依頼した点については酌むべきものは ない。しかも、被告人Bは、F殺害の実行をすべて被告人Aに分担させたもので、 いわば金により自らが手を下すことなくFを亡き者にするとの結果を得ようとした といってよく、F殺害を被告人Aに依頼するに至った経緯も自己保身的なものであ って酌むべきものはなく、もとより、被告人Bの本件犯行を正当化することはでき ない。

被告人Aは、資産家であった被告人Bの家庭内の上記事情を知るに至るや被告人 Bの意向を察し、報酬を得る目的から被告人BにF殺害の話をもちかけ、被告人B に1000万円の報酬支払いを約束させた上、被告人Bの依頼を引き出して共謀の 上、本件殺人、死体遺棄に及んだものである。被告人Aは、現に本件各犯行の報酬 として高額な金を被告人Bから受領し,その金員は自らの借金の返済や旅行,遊興 費などに費消したもので,金のためなら人を殺害することをも辞さないという利欲 的動機には酌むべきものは全くない。

被告人Aは、F殺害に当たってあらかじめ殺害場所、死体を遺棄する場所等の下 見を行った上で、Fを飲酒に誘い気を許したFを殺害場所まで誘い出して殺害に及 んだものであり、その犯行は極めて計画的で悪質である。被告人Aは、無防備かつ 無抵抗となったFに対し、その隙を見て、背後から所携の金属バットでFの後頭部 などを強打して転倒させ、Fが命乞いをしたのにこれを無視して、その頭部に対す る殴打行為を続けたあげく同人を殺害したほか、さらに、犯行の発覚を防ぐため、 その死体を被害者と接点のない遠隔地の福島県喜多方市内の山林に埋めたもので その犯行態様は極めて危険かつ残虐なものというほかなく,死体遺棄の態様も悪質 である。被害者に上記のような素行不良な点があったとはいえ,被害者がその生命 まで断たれなければならない事情はとうてい認められず、本件結果は極めて重大で ある。本件犯行は、実母である被告人Bが、金で雇った他人である被告人Aに実の 息子・長男を殺害させたものであり,本件犯行が社会に与えた衝撃は計り知れな

被告人Aは、上記のとおり、自らはFの行状に格別困っていたわけではなく、動を得る目的から本件を敢行するに至ったもので、F殺害を渋る被告人Bを説得 し、被告人BにF殺害を決意させ、1000万円もの高額な報酬の支払いを約束さ せた上、本件各犯行を自ら単独で実行して報酬を得ており、本件各犯行の直接の実 行者であり主導者というべき立場にあり、その責任は極めて重い。

被告人Bは,被告人Aに対し1000万円もの高額な報酬支払いを約束して被告 人AにF殺害を依頼し、F殺害をなかなか実行しようとしない被告人Aに対し、途 中からは、F殺害を実行しなければ残りの報酬支払いを拒絶する旨告げてF殺害を 執拗に催促しているほか、さらに、F殺害後、被告人AにFの死体を被告人B方まで運ばせてFの死亡を自ら確認した上、長男Fに対する憐爛の情を見せることな 犯行の発覚を惧れて徹底してFの死体の処分を被告人Aに促しているのであっ 自らF殺害の実行行為に直接関与しなかったとはいえ、被告人AにF殺害及び 死体遺棄を実行する動機を与えた者として重要な役割を担っている。

しかしながら、被告人Aは、被告人BがFから暴力を振るわれていたことを知 り、少なからず同情したことからF殺害を被告人Bにもちかけた面を否定すること ができないこと、被告人Aに前科がなく、本件各犯行を認め反省の情を示していること、被告人Bは、Fからたびたび金員を要求されこれを拒むと暴力を振るわれた り家財を壊されるなどの被害に遭っていたこと、女手一つで守ってきた1家の資産を Fに奪われると思い悩み、思い余って本件に及んだこと、前科がなく、84歳という高齢であること、本件各犯行を認めていることなど、被告人両名のために有利に 斟酌すべき情状も認められる。したがって、これらの諸点も十分考慮し、主文掲記 の刑に処するのが相当であると判断した。

よって、主文のとおり判決する。 (求刑 被告人A 懲役15年 被告人A 懲役15年、被告人B 懲役12年、押収してある金属バッ ト1本の没収)

平成14年7月19日 福島地方裁判所刑事部 裁判官 本 間 陽 子

裁判官 久 保 孝 二